

証券コード 4377
2022年3月14日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町20-1
株式会社ワンキャリア
代表取締役社長 宮下 尚之

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、本株主総会当日の会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年3月29日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区道玄坂2-10-7
新大宗ビル 7階 771会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項
決議事項 | 第7期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 資本金の額の減少の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://onecareer.co.jp/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## (提供書面)

### 事業報告

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、緊急事態宣言の再発出や適用地域が拡大したことで、依然として飲食業や旅行業を含むサービス業は厳しい状況が継続したものの、外需を取り込んだ製造業は業績が急回復するなど、業種間で大きな差がみられる状況となっております。

人材採用領域においては、ワクチン接種後の経済回復の期待感や企業のDX推進に伴うデータ活用スキルを持つ人材採用の活発化などにより緩やかに雇用の回復が進んでおります。また新型コロナウイルス感染症の影響で増えたオンラインでの採用活動が、企業の採用プロセスとして定着したことにより、企業の採用DXへの需要は堅調に推移しております。

このような環境の中、当社はワンキャリアクラウドシリーズの採用計画機能が無償で提供すること等で新規取引先との接点を増やし、求人掲載サービスの販売に繋げました。また、当社の動画配信サービスは、昨年度よりも配信枠数を増やし、企画を多様化することで企業の潜在ニーズを掘り起こし、積極的に契約を獲得いたしました。

当事業年度において会員数は971千人（前年同期比318千人増）、法人取引累計社数は1,020社（前年同期比363社増）となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,951,617千円（前期比46.6%増）、営業利益422,254千円（前期比424.3%増）、経常利益393,488千円（前期比444.5%増）、当期純利益268,173千円（前期比291.9%増）となりました。

なお、当社はキャリアデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は95,487千円で、主なものは中途採用支援メディア「ONE CAREER PLUS」等に係るソフトウェア開発85,849千円によるものであります。

- ③ 資金調達の状況  
2021年10月に東証マザーズへ上場したことに伴う新規株式の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により1,442,973千円の資金調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                               | 第4期<br>(2018年12月期) | 第5期<br>(2019年12月期) | 第6期<br>(2020年12月期) | 第7期<br>(当事業年度)<br>(2021年12月期) |
|-----------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)                           | 638,059            | 952,735            | 1,330,928          | 1,951,617                     |
| 経常利益(千円)                          | 22,817             | 9,070              | 72,264             | 393,488                       |
| 当期純利益または<br>当期純損失(△)(千円)          | 18,706             | △1,193             | 68,434             | 268,173                       |
| 1株当たり当期純利益<br>または1株当たり当期純損失(△)(円) | 3.74               | △0.24              | 13.69              | 51.92                         |
| 総資産(千円)                           | 532,610            | 886,096            | 1,293,949          | 2,745,787                     |
| 純資産(千円)                           | 51,366             | 50,173             | 118,608            | 1,849,157                     |
| 1株当たり純資産額(円)                      | 10.27              | 10.03              | 23.72              | 321.00                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2021年6月7日を基準日として、2021年6月8日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行いました。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況  
該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社が属する人材ビジネス業界は、市場規模6兆5,098億円(2020年度見込み)となる見込みです(出所:矢野経済研究所「2020年版 人材ビジネスの現状と展望PART1 総合編」)。しかし、その大半は労働集約型の旧態依然としたビジネスモデルによって成り立っています。近年、少子高齢化による「労働力人口の減少」、働き方改革の影響による「働き

方の多様化」、終身雇用崩壊による「雇用の流動化」といった急速に変化する社会の流れを受けて、顧客のニーズや課題感にも変化が生まれつつあります。「労働生産性の向上」や「働く人々の満足度の向上」といった新しい課題に順応するため、HR（Human Resource：人的資材）マーケットにおいてもDX推進が求められ、特にHRTech領域に注目が集まっています。2020年度のHRTechクラウド市場は426億円であり、2025年度には1,710億円の市場規模になると予測されています（出所：デロイト トーマツ ミック経済研究所「HRTechクラウド市場の実態と展望 2020年度版」(<https://micr.co.jp/mr/01960/>)）。労働生産性の向上が求められることにより、今後の企業の採用戦略が大きく変容していくと認識しております。

当社の「キャリアデータプラットフォーム」で実現しているキャリアデータの透明化に加え、ワンキャリアクラウドシリーズの各サービスは採用DXを促進し、企業の採用活動・人事業務の負担削減に役立つため、企業側の限られた採用予算で効率的に求職者の採用を行うことが可能なサービスであると考えております。

加えて新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、各地で行われる企業説明会等のオフラインイベントが相次いで中止されたことで、これまでの対面での採用活動から、オンラインでのコミュニケーションに特化した採用サービスに期待が高まってきています。当社が提供する採用動画配信サービスは、これまでの採用活動から代替されるサービスであると考えております。

このように当社は、市場の拡大・変化及び競合企業の増加等の経営環境の変化に対応すべく、様々なサービスを創出し、社会的需要に合致した事業戦略で持続的な成長の実現に取り組んでまいります。

以上を踏まえ、当社が対処すべき課題は以下のとおりです。

#### ①新規ビジネスの創出と顧客基盤の拡大

当社は、創業以来、HRマーケットにおいて様々な新規サービスを開発し、新たな収益機会を創造してまいりました。今後も競争優位性を確保し長期的に成長し続ける組織であるためには、既存サービスの新規機能追加やUI/UXの改善に加え、企業のニーズを的確に捉え、新たなビジネスやサービスを創出することが極めて重要であると考えております。具体的には、「キャリアデータプラットフォーム」におけるキャリアデータの拡充と、保有するキャリアデータを活用することで採用活動を効率化できる「採用DX支援サービス」の新規機能開発に注力していくことで、新規顧客基盤の拡大を目指す方針であります。

#### ②優秀な人材の確保と育成

当社は、今後の更なる事業拡大を目指すうえで、システムの開発部門及び営業部門等にお

ける優秀な人材の確保並びにその人材の育成が重要な課題であると認識しております。

人材の確保については、新卒・中途の両方において、積極的な採用活動を実施し、当社のミッションに共感を持つ人材の採用を行ってまいります。人材の育成に関しては、採用した人材のオンボーディング施策（入社後の定着施策）を強化し、定着率を向上させるとともに、一人ひとりが強みを活かして活躍ができるように、研修・教育の強化、組織体制の強化及び最適な人員配置を実施してまいります。

### ③認知度の向上

当社では、これまで新聞、テレビ等の大規模なマスメディア向け広告を打ち出しておらず、主にWEBマーケティングの有効活用により、求職者会員及び求人募集企業の獲得を図ってまいりました。そのため、当社の認知度は、まだ大手の同業他社と比較して高くありません。既存事業の更なる拡大及び競合企業との差別化を図るに当たり、当社ブランドのより一層の認知度向上とブランド力強化が重要であると認識しております。今後も積極的なPR活動を実施し、キャリアデータのプラットフォーマーとして確立した当社ブランドの、認知度の向上を図ってまいります。

### ④内部管理体制の強化

当社が今後更なる業容拡大、持続的成長するためには、リスク管理体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化及び効率化の徹底が重要であると考えております。当社では、更なる内部管理体制の強化によって、より一層のコーポレート・ガバナンス機能の充実を図り、経営の公正性・透明性の確保及び企業価値の最大化に努めてまいります。

## (5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社はキャリアデータプラットフォーム事業を展開しています。

キャリアデータプラットフォーム事業の内容は以下のとおりであります。

| 採用DX支援サービス      |                                                                                                                                   |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・ 求人メディア        | 企業の魅力を伝え、母集団形成を行うことが可能なサービス。新卒採用支援メディア「ONE CAREER」への求人広告を掲載する求人掲載と企業の採用に関する会社説明を動画で配信するサービスのほか、母集団形成を補うターゲティングメールなどのオプションサービスを提供。 |
| ・ 採用ソリューション     | 当社保有のデータを活用したサービス。学生や競合他社の動向を企業の採用活動に反映させることが可能。                                                                                  |
| その他のサービス        |                                                                                                                                   |
| ・ マーケティングアライアンス | 「ONE CAREER」の求職者会員を他のHRサービスなどのアライアンスパートナーに送客し、成果発生件数に応じて収益を得る成果報酬制サービス。                                                           |
| ・ 中途採用事業        | 中途採用支援メディア「ONE CAREER PLUS」へ求人広告の掲載や、企業への人材紹介を提供するサービス。                                                                           |

## (6) 主要な営業所及び工場（2021年12月31日現在）

|   |   |        |
|---|---|--------|
| 本 | 社 | 東京都渋谷区 |
|---|---|--------|

## (7) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

| 従業員数    | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|------------|-------|--------|
| 77 (97) | 22名増 (6名増) | 29.2歳 | 2.0年   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、インターン生を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社はキャリアデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

**(8) 主要な借入先の状況**（2021年12月31日現在）

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 118,740千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 80,000    |
| 株式会社みずほ銀行    | 67,994    |
| 株式会社常陽銀行     | 16,430    |

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2021年10月7日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

## 2. 株式の状況（2021年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,760,600株（うち自己株式35株）  
（注）2021年6月7日を基準日として、2021年6月8日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行いました。

(3) 株主数 1,832名

### (4) 大株主

| 株 主 名                                                     | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------|---------|---------|
| 宮 下 尚 之                                                   | 3,637千株 | 63.14%  |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                        | 258     | 4.48    |
| 長 澤 有 紘                                                   | 200     | 3.47    |
| 特定金外信託受託者 株式会社S M B C<br>信 託 銀 行                          | 188     | 3.28    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>（ 信 託 口 ）                           | 158     | 2.75    |
| UBV F u n d - I 投資事業有限責任<br>組 合                           | 117     | 2.04    |
| 株 式 会 社 A M G                                             | 106     | 1.85    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                         | 92      | 1.60    |
| BNY GCM CLIENT ACC<br>OUNT JPRD AC ISG<br>（ F E - A C ）   | 61      | 1.07    |
| NOMURA PB NOMINEES<br>LIMITED OMNIBUS-MA<br>RGIN （CASHPB） | 51      | 0.89    |

（注） 1. 上記の当社代表取締役社長宮下尚之の所有株式数は、同役員の資産管理会社である株式会社MTMが保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

2. 持ち株比率は自己株式（35株）を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                      | 第 1 回 新 株 予 約 権                                       | 第 2 回 新 株 予 約 権                                      |
|------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                      | 2017年12月25日                                           | 2019年9月30日                                           |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                      | 24,500個                                               | 32,500個                                              |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                      | 普通株式 122,500株<br>(新株予約権1個につき 5株)                      | 普通株式 162,500株<br>(新株予約権1個につき 5株)                     |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                      | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                      | 新株予約権1個当たり 500円<br>(1株当たり 100円)                       | 新株予約権1個当たり 2,000円<br>(1株当たり 400円)                    |
| 権 利 行 使 期 間            |                      | 2019年12月26日から<br>2027年12月24日まで                        | 2021年10月1日から<br>2029年9月29日まで                         |
| 行 使 の 条 件              |                      | (注) 3                                                 | (注) 3                                                |
| 役 員 の<br>保有状況          | 取 締 役<br>(社外取締役を除く。) | 新株予約権の数 20,000個<br>目的となる株式数 100,000株<br>保有者数 2名 (注) 4 | 新株予約権の数 15,000個<br>目的となる株式数 75,000株<br>保有者数 2名 (注) 4 |
|                        | 社 外 取 締 役            | —                                                     | —                                                    |
|                        | 監 査 役                | —                                                     | —                                                    |

- (注) 1. 社外取締役、監査役には新株予約権を付与しておりません。
2. 2021年6月8日付で行った1株を5株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. 新株予約権の行使等に関する条件
- ①新株予約権は、その行使の時点において新株予約権者が当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員である場合に限り行使することができる。
- ②新株予約権者は、当社の取締役、監査役または従業員（以下「役務等提供者」という。）としての地位を有することとなった日（以下「参画日」という。）または甲の株式を国内外の金融商品取引所に上場した日（以下「株式公開日」という。）からの期間に応じ、以下の個数に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。なお、本項に定める「権利

行使基準期間」とは、参画日から2年後の応当日と株式公開日のいずれか遅い日以降（同日を含む。）、新株予約権者が当社の役務等提供者としての地位を継続して保有する期間を指すものとする。

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| (1) 権利行使基準期間が2年未満の場合     | 零                |
| (2) 権利行使基準期間が2年以上3年未満の場合 | 割当予約権数の2分の1までの個数 |
| (3) 権利行使基準期間が3年以上4年未満の場合 | 割当予約権数の4分の3までの個数 |
| (4) 権利行使基準期間が4年以上の場合     | 割当予約権数までの個数      |
4. 取締役1名が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものです。

|                        |                      |                                               |
|------------------------|----------------------|-----------------------------------------------|
|                        |                      | 第 3 回 新 株 予 約 権                               |
| 発 行 決 議 日              |                      | 2020年12月28日                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                      | 31,000個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                      | 普通株式 155,000株<br>(新株予約権1個につき 5株)              |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                      | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                      | 新株予約権1個当たり 8,500円<br>(1株当たり 1,700円)           |
| 権 利 行 使 期 間            |                      | 2022年12月29日から<br>2030年12月27日まで                |
| 行 使 の 条 件              |                      | (注) 3                                         |
| 役 員 の<br>保有状況          | 取 締 役<br>(社外取締役を除く。) | 新株予約権の数 6,000個<br>目的となる株式数 30,000株<br>保有者数 2名 |
|                        | 社 外 取 締 役            | —                                             |
|                        | 監 査 役                | —                                             |

- (注) 1. 社外取締役、監査役には新株予約権を付与しておりません。
2. 2021年6月8日付で行った1株を5株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. 新株予約権の行使等に関する条件
- ①新株予約権は、その行使の時点において新株予約権者が当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員である場合に限り行使することができる。
- ②新株予約権者は、当社の取締役、監査役または従業員（以下「役務等提供者」という。）としての地位を有することとなった日（以下「参画日」という。）または甲の株式を国内外の金融商品取引所に上場した日（以下「株式公開日」という。）からの期間に応じ、以下の個数に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。なお、本項に定める「権利行使基準期間」とは、参画日から2年後の応当日と株式公開日のいずれか遅い日以降（同日を含む。）、新株予約権者が当社の役務等提供者としての地位を継続して保有する期間を指すものとする。

- |     |                  |             |
|-----|------------------|-------------|
| (1) | 権利行使基準期間が2年未満の場合 | 零           |
| (2) | 権利行使基準期間が2年以上の場合 | 割当予約権数までの個数 |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                     |
|---------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 宮 下 尚 之 |                                                                                                                             |
| 取 締 役 副 社 長   | 長 澤 有 紘 | 経営管理部長                                                                                                                      |
| 取 締 役         | 北 野 唯 我 | 最高戦略責任者、経営企画部長                                                                                                              |
| 取 締 役         | 高 木 新 平 | 株式会社ニューピース 代表取締役<br>株式会社シックスカレー 代表取締役社長<br>一般社団法人Public Meets Innovation 理事                                                 |
| 常 勤 監 査 役     | 木 村 智 明 | 木村智明公認会計士・税理士事務所 代表                                                                                                         |
| 監 査 役         | 美 澤 臣 一 | コ・クリエーションパートナーズ株式会社 代表取締役<br>株式会社フロンティアインターナショナル 社外監査役<br>株式会社ザッパラス 社外取締役<br>JIG-SAW株式会社 社外取締役監査等委員<br>Kudan株式会社 社外取締役監査等委員 |
| 監 査 役         | 高 橋 治   | シティライツ法律事務所                                                                                                                 |

- (注) 1. 取締役高木新平氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役木村智明氏、監査役美澤臣一氏及び監査役高橋治氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役木村智明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役高橋治氏は、弁護士の資格を有しており、専門的な法律知識を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員、管理職

従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為または法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額        | 報酬等の種類別の総額    |         |        | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|---------------|---------------|---------|--------|----------------|
|                  |               | 基本報酬          | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 107百万円<br>(1) | 107百万円<br>(1) | —       | —      | 4名<br>(1)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 8<br>(8)      | 8<br>(8)      | —       | —      | 3<br>(3)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 116<br>(9)    | 116<br>(9)    | —       | —      | 7<br>(4)       |

(注) 1.取締役の報酬限度額は、2019年12月18日開催の臨時株主総会において取締役は年額150百万円（決議日時点における取締役の員数は3名（うち社外取締役1名））、監査役は年額20百万円（決議日時点における監査役の員数は1名）と決議しております。

2.取締役の個人別の基本報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長宮下尚之に決定を委任しており、当事業年度の取締役の報酬等の内容は、当該委任に基づき代表取締役社長宮下尚之が決定しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためです。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役高木新平氏は、株式会社ニューピースの代表取締役、株式会社シックスカレーの代表取締役社長及び一般社団法人Public Meets Innovationの理事であります。同氏が代表を務める株式会社ニューピースとの間には取引関係が存在しております。当事業年度の取引額は90万円であり、当社と株式会社ニューピースのそれぞれの総売上高の1%未満の取引規

模であり、かつ、一般の取引条件と同様に決定していることから、社外役員としての職務執行に何ら影響を与えるおそれがないものと判断しております。これ以外に、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

- ・ 監査役木村智明氏は、木村智明公認会計士・税理士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役美澤臣一氏は、コ・クリエーションパートナーズ株式会社の代表取締役、株式会社フロンティアインターナショナルの社外監査役、株式会社ザッパラスの社外取締役、JIG-SAW株式会社の社外取締役監査等委員及びKudan株式会社の社外取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・ 監査役高橋治氏は、シティライツ法律事務所の所員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                            |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 高 木 新 平 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席し、書面決議を5回行いました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、同氏に期待される経営全般について独立した立場からの助言・提言を行っております。 |
| 監査役 木 村 智 明 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席し、書面決議を5回行いました。また、監査役会14回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。    |
| 監査役 美 澤 臣 一 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席し、書面決議を5回行いました。また監査役会14回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、事業会社での多くの企業支援業務を通じた幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。    |
| 監査役 高 橋 治   | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席し、書面決議を5回行いました。また、監査役会14回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士として法務の専門的見地から適宜発言を行っております。                |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 22百万円     |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23        |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、新規上場申請に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制整備に関する取締役会決議の内容は以下のとおりです。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1.取締役会は、牽制機能の強化を期待して社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規程に基づき法令等に定める重要事項の決定を行うとともに取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督する。
  - 2.監査役は法令に定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
  - 3.使用人の適切な執行を確保するため、定期的な内部監査を実施してコンプライアンスの状況を確認するとともに、コンプライアンスの重要性についての社内啓蒙を実施する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
  - 1.株主総会議事録、取締役会議事録、社内役員会議議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、「文書管理規程」に基づき保存、管理する。
  - 2.個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1.当社が認識するリスクを適切に管理し危険を防止するため「内部監査規程」に基づき内部監査室が内部監査を実施し、対応が必要なリスク要因について適時に代表取締役に報告する。
  - 2.執行役員は各業務執行部門を指揮し、経営管理部と連携を保ち社内諸規程を遵守する方策を確保することにより当社の損失の危険を回避・予防する。また、重大な損失の危険が現実化した場合には、速やかに取締役会に報告する。
  - 3.取締役会は、リスクを低減させるため社内規程の整備その他の対応を行い、また、不測の事態が発生した場合には、迅速かつ組織的な対応により被害を最小限度に抑えるための体制を整える。
- ④取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
  - 1.「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
  - 2.「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
  - 3.経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

4.意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。

⑤当社における業務の適正を確保するための体制

- 1.当社は、当社の企業倫理に従い自社の諸規程を定める。
- 2.各部門の担当取締役・執行役員は既存の諸規程に基づき、当社における業務の適正を確保する。
- 3.内部監査責任者は、当社の業務の適正が確保されていることを監査し、取締役会に報告する。
- 4.当社は、業務の適正化及び効率観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、一層の統制強化を継続的に図る。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1.監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- 2.監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に基づく職務に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。
- 3.監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動および評価については、監査役の同意を得て実施する。

⑦取締役及び使用人など監査役に報告をするための体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1.取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- 2.監査役は、その判断に基づき、取締役及び使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。
- 3.常勤監査役は取締役会のほか、その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役または使用人に対し書類の提出や説明を求めるものとする。
- 4.内部者通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、取締役、執行役員及び使用人に対し不利な取り扱いを行わない。
- 5.監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- 6.監査役は、内部監査担当との定期的な情報交換を行うとともに、代表取締役社長及び監査法人と必要に応じて意見交換会を開催する。
- 7.監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

#### ⑧財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

- 1.当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、財務・会計に関係する諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓発を行うことにより、財務報告に係る内部統制の充実を図る。
- 2.監査役、監査部門、及び各部門は連携してその体制の整備・運用状況を定期的に評価し、是正・改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

#### ⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1.反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- 2.取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- 3.警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2020年4月20日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の決議をいたしました。当社は当該方針に基づいて内部管理体制を整備し、運用を行っております。

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また監査役は取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やリスク管理について不適切な点がないか検証しております。

また、内部監査担当により各部署の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないか監視しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。今後の配当方針については、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

# 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産           | 2,363,080 | 流 動 負 債         | 665,625   |
| 現 金 及 び 預 金       | 2,233,829 | 買 掛 金           | 60,567    |
| 売 掛 金             | 89,191    | 一年内返済予定の長期借入金   | 52,160    |
| 貯 蔵 品             | 51        | 未 払 金           | 97,509    |
| 前 渡 金             | 1,649     | 未 払 費 用         | 17,564    |
| 前 払 費 用           | 36,853    | 未 払 法 人 税 等     | 130,607   |
| そ の 他             | 1,505     | 前 受 り 金         | 210,580   |
| 固 定 資 産           | 382,706   | 預 り 金           | 15,346    |
| 有 形 固 定 資 産       | 86,882    | 賞 与 引 当 金       | 2,327     |
| 建 物               | 78,833    | そ の 他           | 78,962    |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 8,048     | 固 定 負 債         | 231,004   |
| 無 形 固 定 資 産       | 146,151   | 長 期 借 入 金       | 231,004   |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 120,925   | 負 債 合 計         | 896,629   |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 25,225    | (純 資 産 の 部)     |           |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 149,673   | 株 主 資 本         | 1,849,157 |
| 出 資 金             | 100       | 資 本 金           | 732,240   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 21,209    | 資 本 剰 余 金       | 731,240   |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 128,364   | 資 本 準 備 金       | 731,240   |
| 資 産 合 計           | 2,745,787 | 利 益 剰 余 金       | 385,781   |
|                   |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 385,781   |
|                   |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 385,781   |
|                   |           | 自 己 株 式         | △106      |
|                   |           | 純 資 産 合 計       | 1,849,157 |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 2,745,787 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 1,951,617 |
| 売上原価         | 438,605   |
| 売上総利益        | 1,513,012 |
| 販売費及び一般管理費   | 1,090,758 |
| 営業利益         | 422,254   |
| 営業外収益        | 138       |
| 雑収入          | 131       |
| その他          | 7         |
| 営業外費用        | 28,904    |
| 支払利息         | 8,107     |
| 上場関連費用       | 19,550    |
| その他の         | 1,246     |
| 経常利益         | 393,488   |
| 税引前当期純利益     | 393,488   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 120,743   |
| 法人税等調整額      | 4,571     |
| 当期純利益        | 268,173   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から)  
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |           |         |                             |           |      |             |
|---------------|---------|-----------|---------|-----------------------------|-----------|------|-------------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金                   |           | 自己株式 | 株主資本<br>合 計 |
|               |         | 資本準備金     | 資本剰余金合計 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金合計   |      |             |
| 当 期 首 残 高     | 1,000   | －         | －       | 117,608                     | 118,608   | －    | 118,608     |
| 当 期 変 動 額     |         |           |         |                             |           |      |             |
| 新 株 の 発 行     | 731,240 | 731,240   | 731,240 |                             |           |      | 1,462,481   |
| 当 期 純 利 益     |         |           |         | 268,173                     | 268,173   |      | 268,173     |
| 自 己 株 式 の 取 得 |         |           |         |                             |           | △106 | △106        |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 731,240 | 731,240   | 731,240 | 268,173                     | 1,730,548 | △106 | 1,730,548   |
| 当 期 末 残 高     | 732,240 | 731,240   | 731,240 | 385,781                     | 1,849,157 | △106 | 1,849,157   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～18年

機械及び装置 4年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く。）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (2) 引当金の計上基準

##### 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

#### （損益計算書）

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「雑収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分記掲しております。

なお、前事業年度の「雑収入」は、38千円であります。

#### （「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の計算書類から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### （繰延税金資産の回収可能性）

##### ①当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産（純額） 21,209千円

##### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異については、繰延税金資産を計上することとしております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存

するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の計上額に影響する可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

|                |          |
|----------------|----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 13,010千円 |
|----------------|----------|

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- |                                                              |            |
|--------------------------------------------------------------|------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数                                 |            |
| 普通株式                                                         | 5,760,600株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数                                   |            |
| 普通株式                                                         | 35株        |
| (3) 剰余金の配当に関する事項                                             |            |
| 該当事項はありません。                                                  |            |
| (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 |            |
| 該当事項はありません。                                                  |            |

#### 6. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 未払事業税           | 9,006千円  |
| 未払金             | 3,144千円  |
| フリーレント家賃        | 2,374千円  |
| 未払賞与            | 2,244千円  |
| 一括償却資産損金算入限度超過額 | 1,664千円  |
| 敷金(資産除去債務)      | 1,268千円  |
| 資産調整勘定          | 769千円    |
| 未払事業所税          | 707千円    |
| その他             | 1,297千円  |
| 繰延税金資産小計        | 22,477千円 |
| 評価性引当金          | △1,268千円 |
| 繰延税金資産合計        | 21,209千円 |

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を銀行借入により調達する方針であります。一時的な余剰資金については預金により保有しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は流動性リスクに晒されております。

また、敷金及び保証金は本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### 1. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、経営管理部が取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金及び保証金については、差入時に差入先の信用状況等を検討するとともに、差入後も差入先の信用状況の変化について留意しております。

##### 2. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営管理部が月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                        | 貸借対照表計上額    | 時 価         | 差 額   |
|------------------------|-------------|-------------|-------|
| (1) 現 金 及 び 預 金        | 2,233,829千円 | 2,233,829千円 | －千円   |
| (2) 売 掛 金              | 89,191      | 89,191      | －     |
| 資 産 計                  | 2,323,020   | 2,323,020   | －     |
| (1) 買 掛 金              | 60,567      | 60,567      | －     |
| (2) 未 払 金              | 97,509      | 97,509      | －     |
| (3) 未 払 法 人 税 等        | 130,607     | 130,607     | －     |
| (4) 預 り 金              | 15,346      | 15,346      | －     |
| (5) 長期借入金(1年内返済予定を含む。) | 283,164     | 280,261     | 2,902 |
| 負 債 計                  | 587,194     | 584,291     | 2,902 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む。）

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によるものとし、固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

出資金（貸借対照表計上額100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

敷金及び保証金（貸借対照表計上額128,364千円）は、市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

### 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|             | 1 年 以 内     | 1 年 以 超<br>5 年 以 内 | 5 年 以 超<br>1 0 年 以 内 | 1 0 年 超 |
|-------------|-------------|--------------------|----------------------|---------|
| 現 金 及 び 預 金 | 2,233,829千円 | －千円                | －千円                  | －千円     |
| 売 掛 金       | 89,191      | －                  | －                    | －       |
| 合 計         | 2,323,020   | －                  | －                    | －       |

### 4. 長期借入金（1年内返済予定を含む）の決算日後の返済予定額

|                   | 1 年 以 内  | 1 年 超<br>2 年 以 内 | 2 年 超<br>3 年 以 内 | 3 年 超<br>4 年 以 内 | 4 年 超<br>5 年 以 内 | 5 年 超<br>10年以内 |
|-------------------|----------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|
| 長期借入金(1年内返済予定を含む) | 52,160千円 | 52,160千円         | 52,160千円         | 52,160千円         | 25,710千円         | 48,814千円       |
| 合 計               | 52,160   | 52,160           | 52,160           | 52,160           | 25,710           | 48,814         |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種 類                                            | 会社等の名称<br>又 は 氏 名 | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合         | 関連当事者との関係     | 取引内容                           | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期 末 残 高<br>(千円) |
|------------------------------------------------|-------------------|-----------------------------|---------------|--------------------------------|--------------|-----|-----------------|
| 役 員                                            | 宮 下 尚 之           | 被所有<br>直接 45.8%<br>間接 17.4% | 当社代表取締役<br>社長 | 債務被保証<br>(注) 1                 | －            | －   | －               |
| 役員及びその<br>近親者が<br>議決権の過<br>半数を所有<br>している会<br>社 | (株)ニューピース         | －                           | 当社商品の販売       | 採用DX支援<br>サービスの<br>販売 (注)<br>2 | 900          | －   | －               |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 債務被保証については、銀行からの借入金に対して債務保証を受けておりましたが、当事業年度中に当該債務被保証は解消しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 採用DX支援サービスの販売については、一般の取引条件と同様に決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 321円00銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 51円92銭  |

(注) 当社は、2021年5月13日開催の当社取締役会の決議に基づき、2021年6月8日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月21日

株式会社ワンキャリア  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 石 上 卓 哉 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 清 水 幸 樹 ㊞ |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワンキャリアの2021年1月1日から2021年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該  
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指  
摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

|              |             |         |
|--------------|-------------|---------|
| 株 式 会 社      | ワ ン キ ャ リ ア | 監 査 役 会 |
| 常勤監査役（社外監査役） | 木 村 智 明     | ㊞       |
| 監 査 役（社外監査役） | 美 澤 臣 一     | ㊞       |
| 監 査 役（社外監査役） | 高 橋 治       | ㊞       |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更するものであります。

なお、本提案の理由(1)にかかる定款変更については、本総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、当社においても株主総会資料の電子提供制度を活用することができるよう、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができる旨の規定の新設、並びに株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除等の変更を併せて行うものであります。

なお、本提案の理由(2)にかかる定款変更については、後記変更の内容の附則第2条(電子提供措置等に関する経過措置)に記載の日から効力を生ずるものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第3条 (条文省略)                                                                                                                                                                            | 第1条～第3条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                  |
| 第4条 (機関)<br>当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br>2. <u>監査役</u><br>3. <u>監査役会</u><br>4. <u>会計監査人</u>                                                                                     | 第4条 (機関)<br>当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br>2. <u>監査等委員会</u><br>(削除)<br>3. <u>会計監査人</u>                                                                                                   |
| 第5条～第17条 (条文省略)                                                                                                                                                                           | 第5条～第17条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                 |
| <u>第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u><br><br>(新設) | (削除)<br><br><u>第18条 (電子提供措置等)</u><br><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u><br>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> |
| 第19条 (取締役の員数)<br>当社の取締役は、10名以内とする。                                                                                                                                                        | 第19条 (取締役の員数)<br>当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。                                                                                                                                     |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第20条（取締役の選任方法）<br/>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2（条文省略）</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする</p> <p>第21条（取締役の任期）<br/>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役）<br/>取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。</p> | <p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第20条（取締役の選任方法）<br/>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会において選任する。</p> <p>2（現行どおり）</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条（取締役の任期）<br/>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役）<br/>取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 取締役会は、その決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条（条文省略）</p> <p>第24条（取締役会の招集通知）<br/>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条（取締役会の決議の方法）<br/>（条文省略）</p> <p>2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第26条（取締役会の議事録）<br/>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第27条（条文省略）</p> | <p>2 取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条（現行どおり）</p> <p>第24条（取締役会の招集通知）<br/>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条（取締役会の決議の方法）<br/>（現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条（<u>重要な業務執行の決定の委任</u>）<br/><u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条（取締役会の議事録）<br/>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条（現行どおり）</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第28条（取締役の報酬等）<br/> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条（条文省略）</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条（監査役の員数）<br/> <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>第31条（監査役の選任）<br/> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u><br/> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u><br/> <u>3 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u><br/> <u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第32条（監査役の任期）<br/> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> | <p>第29条（取締役の報酬等）<br/> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第30条（現行どおり）</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                               |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> |      |
| <p><u>第33条（常勤の監査役）</u><br/> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                             | (削除) |
| <p><u>第34条（監査役会の招集通知）</u><br/> <u>監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u></p>                                                                     | (削除) |
| <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                                                                                                     |      |
| <p><u>第35条（監査役会の決議の方法）</u><br/> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                           | (削除) |
| <p><u>第36条（監査役会の議事録）</u><br/> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>                                                    | (削除) |
| <p><u>第37条（監査役会規程）</u><br/> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                           | (削除) |

|                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第38条（監査役の報酬等）</u><br/> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                                            | (削除)                                                                                                                                                                |
| <p><u>第39条（監査役の責任免除及び責任限定）</u><br/> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u><br/> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | (削除)                                                                                                                                                                |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                                                        | <u>第5章 監査等委員会</u>                                                                                                                                                   |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                                                        | <u>第31条（常勤の監査等委員）</u><br><u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>                                                                                               |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                                                        | <u>第32条（監査等委員会の招集通知）</u><br><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                                                        | <u>第33条（監査等委員会の決議の方法）</u><br><u>監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>                                                                       |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)            | <p><u>第34条（監査等委員会の議事録）</u><br/> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (新設)            | <p><u>第35条（監査等委員会規程）</u><br/> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第40条～第45条（条文省略） | <p>第36条～第41条（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (新設)            | <p><u>附則</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (新設)            | <p><u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u><br/> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第7期定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                    |
| (新設)            | <p><u>第2条（電子提供措置等に関する経過措置）</u><br/> <u>第7期定時株主総会決議による変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u><br/> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第7期定時株主総会決議による変更前定款第18条はなお効力を有する。</u><br/> <u>3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における提案の理由（1）にかかる定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                   | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | みや した たか し<br>宮 下 尚 之<br>(1985年4月5日)   | 2010年 4 月 マース ジャパン リミテッド入社<br>2010年 7 月 (株)トライフ設立、代表取締役<br>2015年 8 月 当社設立、代表取締役<br>2020年12月 当社代表取締役社長（現任）                                                                                                                               | 3,637,500株             |
| 2          | なが さわ あり ひろ<br>長 澤 有 紘<br>(1986年7月27日) | 2011年 4 月 (株)イトクロ入社<br>2014年11月 (株)トライフ入社<br>2015年 8 月 当社設立、取締役<br>2020年12月 当社取締役副社長（現任）                                                                                                                                                | 200,000株               |
| 3          | きた の ゆい が<br>北 野 唯 我<br>(1987年8月21日)   | 2010年 4 月 (株)博報堂入社<br>2015年 4 月 ポストン コンサルティング グループ入社<br>2016年 1 月 (株)トライフ入社<br>2016年 6 月 当社入社<br>2019年 1 月 (株)レントヘッド設立 代表取締役<br>2020年 1 月 当社取締役最高戦略責任者（現任）                                                                              | —                      |
| 4          | たか ぎ しん べい<br>高 木 新 平<br>(1987年10月18日) | 2010年 4 月 (株)博報堂入社<br>2014年 6 月 (株)ニューピース設立、代表取締役（現任）<br>2017年11月 NOW(株) クリエイティブアドバイザー（現任）<br>2018年10月 一般社団法人Public Meets Innovation<br>理事（現任）<br>2019年 6 月 (株)シックスカレー設立、代表取締役社長（現任）<br>2019年 8 月 NEWS合同会社 共同代表<br>2019年12月 当社社外取締役（現任） | 12,500株                |

- (注) 1. 取締役高木新平氏は、株式会社ニューピースの代表取締役、株式会社シックスカレーの代表取締役社長及び一般社団法人Public Meets Innovationの理事であります。同氏が代表を務める株式会社ニューピースとの間には取引関係が存在しておりますが、当事業年度の取引額は90万円であり、当社と株式会社ニューピースのそれぞれの総売上高の1%未満の取引規模であり、かつ、一般の取引条件と同様に決定していることから、社外役員としての職務執行に何ら影響を与えるおそれがないものと判断しております。それ以外の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宮下尚之氏を取締役候補者とした理由は、当社創業以来一貫して当社代表取締役を務め、当社の事業全般に関する戦略立案及び業務執行の最高責任者として強いリーダーシップを発揮し、適時適切な意思決定、経営監督の実現を図っていることから、取締役候補者と選任するものであります。
3. 長澤有紘氏を取締役候補者とした理由は、創業から取締役として当社の社内の組織づくりを牽引し、企業の発展に貢献していることから、取締役候補者と選任するものであります。
4. 北野唯我氏を取締役候補者とした理由は、創業期から戦略立案・遂行の中心となり事業を牽引し、企業の発展に貢献していることから、取締役候補者として選任するものであります。
5. 高木新平氏は、社外取締役候補者であります。
6. 高木新平氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、企業経営者としての豊富な経験や実績を有しており、経営全般について独立した立場からの助言・提言を期待して、社外取締役候補者と選任するものであります。
7. 高木新平氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年4ヶ月となります。
8. 当社と高木新平氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
9. 代表取締役社長宮下尚之氏の所有株式数は、資産管理会社である株式会社MTMが所有する株式数を含んだ実質株式数を記載しております。
10. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。各候補者は当該契約の被保険者に含まれており、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案にかかる取締役の任期中に当該保険契約を同内容にて更新することを予定しております。
11. 当社は、高木新平氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における提案の理由（1）にかかる定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                  | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | 野 村 有 季 子<br>(戸籍名：<br>馬 場 有 季 子)<br>(1969年12月24日) | 1994年 4 月 ハイアット リージェンシー オーサカ(株)<br>(現(株)HRO) 入社<br>2002年10月 朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入社<br>2013年10月 フィリップ モリス ジャパン合同会社入社<br>2014年 6 月 (株)マネースクエアHD 社外監査役<br>2021年 3 月 長瀬産業(株)入社                                                                                                                                                                                                                                                                                       | —                      |
| 2          | 美 澤 臣 一<br>(1960年6月22日)                           | 1984年 4 月 西武建設(株)入社<br>1989年 4 月 大和証券(株) (現(株)大和証券グループ本社) 入社<br>1997年 7 月 ディー・ブレイン証券(株)設立、代表取締役社長<br>1999年 7 月 トランス・コスモス(株)入社<br>2000年 6 月 同 社 取締役<br>2004年 4 月 同 社 専務取締役CFO<br>2006年 5 月 コ・クリエーションパートナーズ(株) 代表取締役 (現任)<br>2008年 9 月 (株)マクロミル 社外取締役<br>2009年 7 月 (株)フロンティアインターナショナル 社外監査役 (現任)<br>2011年 7 月 (株)ザッパラス 社外取締役 (現任)<br>2015年 6 月 Kudan(株) 社外取締役<br>2016年 3 月 JIG-SAW(株) 社外取締役監査等委員 (現任)<br>2019年12月 当社社外監査役 (現任)<br>2020年 6 月 Kudan(株) 社外取締役監査等委員 (現任) | 25,000株                |
| 3          | 高 橋 治<br>(1976年10月12日)                            | 2003年 4 月 日本エス・エイチ・エル(株)入社<br>2010年11月 最高裁判所司法研修所入所<br>2012年 1 月 弁護士登録<br>2012年 1 月 (株)小松製作所入社<br>2015年 5 月 バイドゥ(株)入社<br>2019年 9 月 シティライツ法律事務所入所 (現任)<br>2020年 4 月 当社社外監査役 (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                    | —                      |

(注)

1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野村有季子氏、美澤臣一氏及び高橋治氏は、社外取締役（監査等委員）候補者であります。
3. 野村有季子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任するものであります。
4. 美澤臣一氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、企業経営の管理における豊富な経験と幅広い見識を有しており、このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任するものであります。
5. 高橋治氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任するものであります。
6. 美澤臣一氏及び高橋治氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって美澤臣一氏が2年3ヶ月、高橋治氏が1年11ヶ月となります。
7. 当社は、美澤臣一氏及び高橋治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。両氏が選任された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。  
また、野村有季子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）の損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。各候補者のうち現任の監査役である美澤臣一氏及び高橋治氏は当該契約の被保険者に含まれており、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、その全員が当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案にかかる取締役の任期中に当該保険契約を同内容にて更新することを予定しております。
9. 当社は、美澤臣一氏及び高橋治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、野村有季子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2019年12月18日開催の臨時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額150,000千円以内（うち、社外取締役分10,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社は、監査等委員会設置会社に移行し、本議案をご承認いただいた場合、後記のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で決議することを予定しております。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

現在の取締役は4名（うち、社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名（うち、社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における提案の理由（1）にかかる定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものいたします。

＜監査等委員会設置会社に移行した後に決議予定の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針＞

a. 基本報酬に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会において決議された限度額の範囲内で、役割、役位、職責に応じ、他社水準や当社の業績を考慮し、総合的に勘案して決定する。

b. 業績連動報酬等に関する方針

現時点では導入しないが、今後必要に応じて検討する。

c. 非金銭報酬等に関する方針

現時点では導入しないが、今後必要に応じて検討する。

d. 報酬等の割合に関する方針

月例の固定報酬のみとする。

e. 報酬等の付与の時期又は条件に関する方針

毎年3月の定時株主総会後に支給額を改定し、翌月4月より決定した年間報酬額を12分割した額を1年間にわたり毎月支払うこととする。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の基本報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長宮下尚之

に決定を委任する。当該権限が適切に行使されるよう、事前に監査等委員会に諮問し答申を得るものとし、委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならない。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額20,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責および昨今の経済情勢等の事情に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における提案の理由（1）にかかる定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものいたします。

## 第6号議案 資本金の額の減少の件

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保し、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性向上を図ることを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆さまのご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

### (1) 減少する資本金の額

資本金732,240,000円のうち、722,240,000円を減少し、10,000,000円といたします。

### (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年5月9日

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂 2-10-7  
新大宗ビル 7階 771会議室  
TEL 03-3780-0008



JR山手線・埼京線、井の頭線、東急東横線  
地下鉄（銀座線、半蔵門線、東急田園都市線、副都心線）  
各線 渋谷駅ハチ公口 徒歩約8分